

温泉表示問題に対する公正取引委員会の取組

平成16年11月22日
公正取引委員会

1 温泉表示に関する考え方の公表

温泉表示に関する実態調査報告書を公表（平成15年7月31日）
景品表示法上の考え方を整理（別紙1）
関係事業者団体に対し，傘下会員への周知を要請

2 景品表示法による不当な温泉表示に対する厳正な対応

(1) 公正取引委員会

株式会社天然の温泉村に対する警告（平成16年8月9日）（別紙2）
温泉ではなく井戸水を加温しているにもかかわらず，温泉を用いているかのように表示。

引き続き，都道府県等との間で密接に協力・連携し，不当な温泉表示に厳正に対応。

(2) 都道府県

30都道府県で個別事案に対する調査を実施。16県が措置・公表（別紙3）

（平成16年11月17日現在）

3 温泉表示適正化の取組

旅行業公正取引協議会が温泉表示に関する旅行業者としての対応についての考え方を記載した文書を会員に配布（平成16年9月に会員に対する説明実施）

温泉表示に係る景品表示法上の考え方

- 1 源泉に加水，加温，循環ろ過などを行っているにもかかわらず，パンフレット等において「源泉100%」，「天然温泉100%」などと，源泉をそのまま利用していることを強調するような表示を行うことは，消費者の誤認を招くおそれがある。
- 2 「天然温泉」との表示についても，加水，加温，循環ろ過などを行っていない温泉であると認識している消費者は少なくないと考えられることから，消費者に対する適切な情報提供の観点からは，パンフレット等において「天然温泉」との表示を行う場合には，あわせて，加水，加温，循環ろ過装置の利用の有無に関する情報が提供される必要がある。
- 3 パンフレット等において療養泉としての適応症表示を行う場合には，同適応症が源泉を基準に判断したものである場合はその旨を明瞭に表示し，浴槽内の湯を基準に判断したものであるとの誤認を消費者に抱かせないようにする必要がある。
- 4 また，パンフレット等において浴槽内の湯について適応症表示を行う場合には，消費者が実際に利用する浴槽内の湯が療養泉としての基準値を維持していることを確認する必要がある。

(「温泉表示に関する実態調査報告書」(平成15年7月31日公表)13，14ページ)

株式会社天然の温泉村に対する警告について

平成 16 年 8 月 9 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、公衆浴場の内容に係る表示について調査を行ってきたところ、株式会社天然の温泉村が別表記載の表示を行っていた事実が認められたことから、景品表示法第 4 条（優良誤認）の規定に違反するおそれがあるものとして、本日、同社に対し、警告を行った。

1 関係人の概要

事業者名	所在地及び代表者	公衆浴場
株式会社天然の温泉村	福岡県糸島郡二丈町大字松国 7 3 6 番地 代表取締役 鹿田 修史	名称：松邦の湯 所在地：福岡県糸島郡二丈町大字松国 7 3 6 番地
		名称：泉乃湯 所在地：福岡県筑紫郡那珂川町大字 中原字深原 3 6 4 - 1 3

2 違反被疑行為の概要

株式会社天然の温泉村は、同社が経営する公衆浴場の周辺に設置した看板、浴場内の掲示板及び浴場内で配布したチラシにおいて、「天然の温泉村」、「天然温泉」、「泉質 単純硫黄泉」等と記載し、あたかも、当該公衆浴場の浴槽の温水に温泉を用いているかのように表示しているが、実際には、当該公衆浴場の浴槽の温水は、温泉ではなく井戸水を加温しているものであり、一般消費者に誤認される疑いがある（詳細は別表参照）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局九州事務所取引課 電話 092 - 431 - 6031（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部景品表示監視室 電話 03 - 3581 - 3377（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

別表

公衆浴場名	表示内容	実 際
松邦の湯	<p>公衆浴場の周辺に設置した複数の看板において、平成14年12月ころ以降、「松邦の湯」の名称に併せて「天然の温泉村」と、また、これらの看板のうち一部において、一定期間、前記記載に併せて「天然温泉」と</p> <p>浴場内に設置した「システム及び料金表」と表題の掲示板及び「温泉効能」と表題の掲示板において、平成14年12月ころから平成16年2月ころまでの間、「泉質 単純硫黄泉 効能 神経痛・筋肉痛・関節痛・五十肩・うちみ 慢性消化器病後回復期・疲労回復・健康増進」等と</p> <p>平成15年8月ころ以降、浴場内で配布したチラシにおいて、「松邦の湯」の名称に併せて「天然の温泉村」と、また、一定期間、前記記載に併せて「泉質 単純硫黄泉」と</p> <p>記載し、公衆浴場の浴槽の温水に温泉を用いているかのように表示</p>	<p>公衆浴場の浴槽の温水は、温泉ではなく井戸水を加温しているものであった。</p>
泉乃湯	<p>公衆浴場の周辺に設置した複数の看板において、平成15年7月ころ以降、「泉乃湯」の名称に併せて「天然の温泉村」と</p> <p>浴場内に設置した「システム及び料金表」と表題の掲示板において、平成15年7月ころから平成16年5月ころまでの間、「泉質 単純硫黄泉 効能 神経痛・筋肉痛・関節痛・五十肩・うちみ 慢性消化器病後回復期・疲労回復・健康増進」と</p> <p>平成15年8月ころ以降、浴場内で配布したチラシにおいて、「泉乃湯」の名称に併せて「天然の温泉村」と、また、一定期間、前記記載に併せて「泉質 単純硫黄泉」と</p> <p>記載し、公衆浴場の浴槽の温水に温泉を用いているかのように表示</p>	

温泉表示に係る都道府県措置一覧

平成16年11月17日現在

	都道府県	温泉地	行為の内容	措置内容	公表年月日
1	愛知県	吉良温泉	吉良温泉観光組作成のPRパンフレット及び旅館のホームページ上に、源泉が枯渇しているにもかかわらず、泉質・効能等を記載し、あたかも「天然温泉」であるかのように表示していた。	「吉良温泉観光組合」及び幡豆郡吉良町宮崎地区で「旅館業を営む15事業者」に対して、景品表示法第4条第1号（当時）に抵触するおそれがあるとしてそれぞれ文書指導。関連措置として、吉良町に対して、町においても適正な表示に努めるよう文書要請。	平成15年8月22日
2	長野県	白骨温泉	パンフレットやホームページにおいて、入浴剤を使用して着色した温泉の写真や文言の表示をしていた。	白骨温泉の4事業者（白骨温泉旅館組合及び旅館業を営む3事業者）に対して、景品表示法第4条（優良誤認）に抵触するおそれがあるとして文書注意。あわせて、改善措置についての回答要求（期限：8月31日）。	平成16年8月19日
3	福井県	芦原温泉	温泉ではなく水道水や井戸水を使用しているにもかかわらず、パンフレット・ホームページ等において温泉と受けとめられるかのような表示をしていた。	芦原温泉の旅館業を営む4事業者に対して、景品表示法第4条（優良誤認）に抵触するおそれがあるとして、8月16日から22日の間に口頭注意（事業者名非公表）。	平成16年8月23日
4	山梨県	石和温泉	パンフレット及びホームページに「温泉」及び「入湯税」と記載し、あたかも当該入浴施設の温泉水に温泉を用いているかのように表示していたが、実際に使用している温泉水は、温泉ではなく地下水を加温しているものであった。	有限会社うかい商事に対して、景品表示法第4条（優良誤認）の規定に違反するおそれがあるとして文書注意。	平成16年8月24日
		下部温泉	実際に使用していた温泉水が「温泉」でないにもかかわらず、自らが作成したパンフレット、ホームページ、施設内外の看板等に「温泉」を連想させる表示を行っていた。	下部旅館振興協同組合加入の6事業者に対して、景品表示法第4条（優良誤認）の規定に違反するおそれがあることから、今後このような表示を行わないよう、文書注意（事業者名非公表）。	平成16年10月28日

都道府県	温泉地	行為の内容	措置内容	公表年月日
5 静岡県	弁天島温泉 館山寺温泉	パンフレット及びホームページに温泉を連想させる文章や温泉の泉質、適応症等を表示していたが、実際には水道水又は水道水と井戸水を加熱したものであり、温泉法上の温泉を使用したものではなかった。また、加熱した水道水に源泉を加えていたが、源泉の割合は極めて低いものであった。	弁天島温泉の2事業者、館山寺温泉の1事業者に対して、景品表示法第4条（優良誤認）の規定に違反するとして、速やかに是正措置を講ずるよう文書指導（事業者名非公表）。	平成16年8月27日
		温泉でないのに、旅行会社等関連ホームページに温泉と紹介 温泉効能の表示に誤り 人工温泉なのに天然温泉と誤解されるおそれのある表示 一部に水道水の浴場があるのに、すべてが温泉であると誤解されるおそれのある表示	4件、2件、1件、1件に対し、不当表示に該当するとして、口頭指導（事業者名非公表）。	平成16年9月21日
6 秋田県		入浴施設に「湯治場」と「温泉マーク」を表示、町作成のホームページで温泉として紹介 人工温泉（ラジウム温泉）施設に「準天然温泉」と表示 ホームページ上で一部宿泊施設を「温泉マーク」で表示 温泉水を使用していない施設の屋号に「温泉」、看板に「温泉マーク」を使用	1件、1件、1件に対し、温泉と誤認される表示等が認められるとして口頭指導。6件に対し、協力要請（いずれも事業者名非公表）。	平成16年8月27日
7 群馬県	伊香保温泉	パンフレット及びホームページにおいて、浴槽で使用している温水が温泉であるかのように思わせる表示を行ったが、実際には当該施設は浴槽の湯に水道水（一部施設においては湧水）を加温して利用しているものであった。	伊香保温泉地内の5施設に対して、景品表示法第4条（優良誤認）の規定に違反するおそれがあるとして文書注意。	平成16年9月1日
8 京都府	笠置温泉	水道水を利用しているにもかかわらず、パンフレット等において、泉質及び効能を表示していた。	笠置町内の旅館に対して、景品表示法第4条第1項第1号を適用し文書注意。	平成16年9月8日
9 新潟県	弥彦温泉	水道水等を使用していたにもかかわらず、ホームページで源泉利用である旨及び施設内で温泉の成分表等の表示をしていた。	弥彦温泉の1施設に対して、景品表示法に違反するとして、文書注意（事業者名等非公表）。 新聞記事等で判明。	平成16年9月10日
10 宮崎県		温泉利用実態等自主点検調査の結果、加水を43施設、加温を86施設、入浴剤使用を5施設、循環ろ過方式を55施設が行っており、その中で「天然温泉」等と表示している施設が26施設あった。	26施設に対し、消費者に誤認を招かないように、加水等について表示するように指導（事業者名非公表）。	平成16年9月29日

都道府県	温泉地	行為の内容	措置内容	公表年月日
11	宮城県 秋保温泉 他	<p>温泉を使用していない施設が一部あるが、パンフレット又はホームページの記載などによって、全浴槽で温泉を使用していると誤認するおそれがある。</p> <p>高温の源泉を適温にするため一部加水しているが、パンフレット又はホームページに「天然温泉100%」などと記載している。</p> <p>水道水を沸かして浴槽に使用しているが、施設内の掲示物の表示やパンフレット又はホームページの記載などによって、温泉を使用していると誤認するおそれがある。</p> <p>井戸水や湧水を沸かして浴槽に使用しているが、水の成分分析の結果を館内に掲示したり、パンフレットに記載し、又はあたかも温泉であるかのような掲示物などがあるため、温泉を使用していると誤認するおそれがある。</p>	<p>13施設、1施設、3施設、8施設に対し、内容に応じ、9月13日から9月30日までの間に、口頭指導又は文書指導等を行った（文書指導4施設は事業者名公表、口頭指導21施設は事業者名非公表）。</p>	平成16年10月1日
12	香川県	<p>浴室に温泉と温泉以外の浴槽が混在していたが、その旨を利用者にわかるように表示していなかった。</p> <p>機械の保守上の理由や、源泉の不足時に湯量不足を補うための理由で加水を行っていたが、加水している旨を利用者にわかるように表示していなかった。</p> <p>「天然温泉」の表示をしていたが、加水を行っていた。</p>	<p>6施設、11施設に対し、利用者に誤認を与えることのないよう正確な情報提供を行うよう要請。4施設に対し、利用者に適切な情報提供を行うよう要請（いずれも事業者名非公表）。</p>	平成16年10月5日
13	愛媛県	<p>加水、循環ろ過はしていないが、加温のみしており、パンフレットに「源泉100%」と表示していた。</p> <p>施設の一部について、温泉利用から水道水利用に変更したが、パンフレット等の表示の修正が一部行われていなかった。</p> <p>温泉を使用していない浴槽が一部あるが、パンフレットで全浴槽に温泉を使用していると表示していた。</p> <p>温泉利用許可対象外施設において、パンフレット等の表示で利用者に温泉と誤認を与えるような表示をしていた。</p>	<p>1施設、1施設、1施設、4施設に対し、口頭による改善指導（事業者名非公表）。</p>	平成16年10月7日
	松山市	<p>加水、循環ろ過はしていないが、加温のみしており、ホームページ等に「源泉100%」等と表示</p> <p>加水はしていないが、加温、循環ろ過をしており、ホームページ等に「源泉100%」等と表示</p>	<p>2施設、4施設に対し、口頭による改善指導（事業者名非公表）。</p>	平成16年10月26日

	都道府県	温泉地	行為の内容	措置内容	公表年月日
14	佐賀県		<p>加水はしていないが、加温、循環ろ過し、「天然温泉100%」と表示していた。</p> <p>井戸水等を使用し鉱石などを使ったいわゆる人工温泉施設で、温泉を利用した施設と誤認される恐れのある表示をしていた。</p>	<p>3施設、3施設に対し、改善指導（いずれも事業者名非公表）。</p>	平成16年10月8日
15	和歌山県		<p>温泉水を利用していないにもかかわらず、「温泉」と表示。</p>	<p>2施設に対し、温泉に関する不適切な表示に関しては、表示を削除する等利用者に誤解を与えることのない適切な表示とするよう口頭指導（事業者名非公表）。</p>	平成16年10月14日
16	山形県		<p>水道水等に鉱石等を用いて加温して浴槽に使用している施設において、そのことを明瞭に説明する表示をしないで、看板や施設内の掲示板、パンフレット等に温泉であるかのような表示をしていた。</p> <p>温泉地域に位置する温泉を使用していない施設において、そのことを明瞭に説明する表示をしないで、看板やパンフレットに温泉地域名を表示していた。</p> <p>温泉を使用していない施設において、NTTタウンページの温泉旅館欄へ施設名等を表示していたもの及びチラシ等に準天然温泉の表示をしていた。</p> <p>温泉を使用している施設において、温泉を使用していない浴槽が一部あるが、ホームページにおいて、全浴槽で温泉を使用しているかのような表示をしていた。</p> <p>温泉を使用しなくなった施設において、従来どおり看板やパンフレット等に温泉をしようしているかのような表示をしていた。</p> <p>観光協会等の団体が作成しているガイドマップ等において、温泉を使用していない施設と温泉を使用している施設を区別なく表示しているため、温泉を使用していない施設も温泉を使用している施設であるかのような表示をしていた。</p>	<p>5施設、2施設、4施設、1施設、2施設5団体に対し、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）に該当するおそれがあることから、口頭指導・要請（事業者名・団体名非公表）。</p>	平成16年11月12日

不当景品類及び不当表示防止法（抄）
（昭和37年5月15日法律第134号）

（目的）

第1条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第4条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の名号に掲げる表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

二 （省略）

三 （省略）

2 （省略）

（排除命令）

第6条 公正取引委員会は、第3条の規定による制限若しくは禁止又は第4条第1項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。

2 （省略）

3 （省略）

（都道府県知事の指示）

第9条の2 都道府県知事は、第3条の規定による制限若しくは禁止又は第4条第1項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、その行為の取りやめ若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を指示することができる。その指示は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。